



化保第313-1号
令和2年2月21日

一般社団法人埼玉県LPガス協会
会長 清水 宏之介 様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長
鈴木 郁夫



令和元年度高圧ガス移動車両の指導取締り結果について（通知）

高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、埼玉県警察朝霞警察署等と合同で行った高圧ガス移動車両の指導取締り結果を別添のとおり取りまとめましたので送付します。

今後とも、貴会会員に高圧ガス移動車両について法令の遵守を徹底するよう周知をお願いします。

担当 液化石油ガス担当 河島
電話 048-830-8439

令和元年度高圧ガス移動車両の指導取締り結果

- 1 実施日 令和元年11月7日(木)
- 2 場所 新座防災基地(新座市新塚5077番地1:県道108号沿い)
- 3 実施機関 朝霞警察署、新座警察署、新座消防署、埼玉県(化学保安課)
- 4 実施結果

	車種 業種 使用の本拠	積載した高圧ガス	違反事項・指摘事項	備考
1	自家用小型貨物 建設業 東京都	アセチレン 410×2本 圧縮酸素 470×1本 (計 1290)	違反事項: ・応急措置に必要な資材、工具等の不足(一般則第50条第9号)	東京都に通知 (案 2-1)
2	自家用小型貨物 建設業 山梨県	アセチレン 12.50×2本 フオロカーボン 12.00×1本 (計 37.00)	違反事項: ・災害防止に必要な注意事項を記載した書面の携帯(一般則第50条第14号) 口頭指導 ^(※) : 応急措置に必要な資材、工具等の携帯(一般則第50条第9号) ※法適用対象外(容器の容量の合計が500未満)のため口頭指導	山梨県に通知 (案 2-2)
3	自家用小型貨物 金属製品製造業 埼玉県	アセチレン 12.50×1本 圧縮酸素 200×1本 (計 32.50)	口頭指導 ^(※) : ・応急措置に必要な資材、工具等の携帯(一般則第50条第9号) ※法適用対象外(容器の容量の合計が500未満)のため口頭指導	
4	自家用小型貨物 建設業 東京都	高圧ガスの積載なし	高圧ガスを積載していなかったため、移動に係る技術的基準を説明	
5	自家用小型貨物 建設業 東京都	高圧ガスの積載なし	高圧ガスを積載していなかったため、移動に係る技術的基準を説明	
6	自家用小型貨物 ガス事業 埼玉県	高圧ガスの積載なし	高圧ガスを積載していなかったため、移動に係る技術的基準を説明	